

## 北星学園大学 公的研究費の運営・管理に関する規程

〔目的〕

**第1条** この規程は、北星学園大学大学院、北星学園大学、北星学園大学短期大学部（以下「本学」という）における公的研究費の適正な運営・管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

〔定義〕

**第2条** この規程において「公的研究費」とは、次の各号の資金をいう。

- 1 文部科学省または文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金
- 2 文部科学省が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金
- 3 他省庁、他省庁が所管する独立行政法人、地方公共団体または特殊法人から配分される公募型の研究資金または他省庁が実施基準に準じて取り扱うことと定める補助金

II この規程において「不正使用」とは、公的研究費の適正な運営および管理に関する関係法令および配分機関が定めるルールならびに本学の諸規程に違反して、研究者が公的研究費を使用することをいう。

〔最高管理責任者〕

**第3条** 本学を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

II 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下、「基本方針」という）を策定・周知するとともに、基本方針を実施するために必要な措置を講じ、適切にリーダーシップを発揮する。

III 最高管理責任者は、重要な基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、理事会での審議を主導するとともに、その実施状況及び効果等について理事等と意見交換を行う。

IV 最高管理責任者は、様々な啓発活動を定期的に行い、教職員の意識の向上と浸透を図る。

〔統括管理責任者〕

**第4条** 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について本学全体を統括する責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

II 統括管理責任者は、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に報告する。

III 統括管理責任者は、コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画を策定する。

〔コンプライアンス推進責任者〕

**第5条** 統括管理責任者の指示のもと、各学部・研究科における公的研究費等の運営・管理についてコンプライアンスを推進する責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各学部長・研究科長をもって充てる。

II 学生に対する公的研究費の運営・管理に関わるコンプライアンス教育は、コンプライアンス推進責任者のもと、各学部・研究科で実施する。

III コンプライアンス推進責任者は、各学部・研究科において、前条の実施計画に基づきコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理・監督する。

IV コンプライアンス推進責任者は、各学部・研究科において、具体的な対策や定期的な啓発活動を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

V コンプライアンス推進責任者は、各学部・研究科において、適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善のための指導を行う。

〔コンプライアンス推進副責任者〕

**第6条** コンプライアンス推進責任者を補佐し、各学科・部門における公的研究費等の運営・管理についてコンプライアンスを推進する者としてコンプライアンス推進副責任者を置き、各学科長・部門長をもって充てる。

Ⅱ コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者とともに、学生に対する公的研究費の運営・管理に関わるコンプライアンス教育をする。

〔事務管理責任者〕

**第7条** 統括管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について本学全体の事務を統括する責任と権限を持つ者として事務管理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

〔責任体制の公表〕

**第8条** 最高管理責任者は公的研究費の運営・管理に係る責任体制について学内外に周知、公表する。

〔ルール及び運営方法の周知〕

**第9条** 総合研究センターは、公的研究費の執行のために必要な統一されたルール及び運営方法を定め、教職員に周知する。

Ⅱ 公的研究費により謝金、旅費等の支給を受ける学生等に対し、必要な統一されたルール及び運営方法を周知する。

〔コンプライアンス教育〕

**第10条** コンプライアンス教育では、本学における不正防止対策についての理解や意識を高められる具体的な内容を設定する。なお、コンプライアンス教育は、定期的に点検・見直しを行わなければならない。

Ⅱ コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育を研究者等に定期的に受講させ、受講状況及び理解度を把握する。

〔啓発活動〕

**第11条** 公的研究費の運営・管理に関わる全ての者は、定期的な啓発活動として行われる情報発信を受け取り、コンプライアンスに関わる意識の向上に努めなければならない。

〔誓約書〕

**第12条** 公的研究費の運営・管理に関わる全ての者は、公的研究費の適正な執行について書面をもって誓約しなければならない。

〔取引業者からの誓約書の徴収〕

**第13条** 事務管理責任者は、本大学の公的研究費不正使用防止に関する方針およびルールを周知するために、複数年度にわたり継続的に取引のあった業者に対し、誓約書の提出を求める。ただし、事前に遵守事項を定めた契約書を締結する場合は、この限りではない。

〔相談窓口〕

**第14条** 学内外から公的研究費についての相談窓口は研究支援課とする。

〔通報窓口〕

**第15条** 学内外から公的研究費の不正使用等についての通報窓口は総務課及び研究支援課とする。

〔通報後の対応〕

**第16条** 公的研究費の不正使用等に関する通報があった場合の対応については、別に定める。

〔内部監査〕

**第17条** Ⅰ R内部質保証課内部監査係は、最高管理責任者の命を受け内部監査を行うものとする。

Ⅱ 監査の実施にあたっては、監査計画書を作成し、あらかじめ最高管理責任者の承認を得るものとする。

Ⅲ I R内部質保証課内部監査係は、監査終了後、速やかに監査結果報告書作成し、最高管理責任

者に提出するものとする。

〔監事〕

**第 18 条** 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、理事会で定期的に報告し意見を述べる。

II 監事は、コンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング及び内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されていること、また、不正防止計画が適切に実施されていることを確認し、理事会で定期的に報告し意見を述べる。

附 則

この規程は 2007 年 10 月 1 日から施行する。

II 2007 年 4 月 1 日以降に交付を受けた公的研究費については、この規程をさかのぼって適用する。

附 則

この規程は 2009 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2011 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2014 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2020 年 4 月 1 日から施行する。

II 北星学園大学 公的研究費の管理・監査実施体制に関する規程は(2007年10月1日)、廃止する。

附 則

この規程は 2021 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 2022 年 2 月 1 日から施行する。